

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成21年2月6日から平成21年3月7日までの間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成21年国家公安委員会規則第1号）が平成21年3月30日に公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 意見を募集した命令等の題名
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案
- 2 命令等の案を公示した日
平成21年2月6日
- 3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方
頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、以下のとおりです。

意見の概要	意見に対する考え方
今回の改正の趣旨に賛成であるとの立場から、 今回の改正を機に、積極的に立入検査を行い、暴力団の活動実態を解明し、市民等への被害の防止に当たるべきである 公安当局等が必要があると認めた場合にはいつでも立入検査を行うことができるようにするべきである といった御意見がありました。	今回の改正は、暴力団の活動実態の不透明化、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第28号）の施行に伴う新たな命令の種類の導入等を踏まえ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）の規定による命令の的確な発出等を確保するため、立入検査の要件を類型化、明確化するものです。 改正の趣旨を踏まえ、法及び改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）の規定に基づき、適切に立入検査を行ってまいりたいと考えております。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理又は要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

- 4 参考
頂いた御意見の総数 2件
（内訳）
電子メール 2件
F A X 0件
郵 送 0件